

(目的)

第1条 この規程は、産業医科大学組織規程（昭和53年規程第1号）第8条第3項の規定に基づき、産業医科大学病院長候補者選考会議（以下「病院長選考会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 病院長選考会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事長が指名した理事 3名
- (2) 学長が指名した副院長 1名
- (3) 医学部教授会が推薦した教授 1名
- (4) 大学病院看護部長
- (5) 病院運営に関し広く、かつ、高い見識を有する学外者 2名

2 前項第5号に規定する委員は、過去10年以内に学校法人産業医科大学と雇用関係にない者又は過去3年以内に一定額を超える寄付等のやりとりのない者とする。

3 理事長は、病院長選考会議委員について、学内役員会の同意を得て選任し、委員名簿及び選定理由を公表する。

(任期)

第3条 前条第1項第3号及び第5号の委員の任期は、3年とする。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第4条 病院長選考会議に議長を置き、第2条第1項第1号に規定する委員の中から委員の互選により選出する。

2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

(審議事項)

第5条 病院長選考会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 病院長候補者の選考基準に関する事項
- (2) 病院長候補者の選考に関する事項
- (3) 病院長の解任手続に関する事項
- (4) その他病院長選考会議が必要と認める事項

(病院長選考会議の成立)

第6条 病院長選考会議は、委員の4分の3以上が出席しなければ、その会議を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事長への報告)

第7条 議長は、第5条に規定する事項に関して、審議内容等を付して理事長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 病院長選考会議の庶務は、総務課において行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、病院長選考会議に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、令和元年6月1日から施行する。

2 第2条第3号及び第5号に規定する委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、令和2年3月31日までとする。